

# 杉並区特定乳児等通園支援事業運営費加算金交付要綱

令和8年7月10日

杉並第21516号

## (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者（以下「事業者」という。）に対し、乳児等通園支援の内容の充実のため、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準（令和8年こども家庭庁告示第8号）に定める特定乳児等通園支援に要する費用に加算して交付する運営費加算金について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

## (対象者及び適用範囲等)

第3条 この要綱による運営費加算金の交付対象者は、区長による法第54条の2第1項の確認を受けた事業者とし、杉並区（以下「区」という。）が行う法第30条の15第1項の認定を受けた乳児等支援給付認定保護者及びその乳児等支援給付認定子どもに対し、区の区域内に所在する事業所が提供した特定乳児等通園支援について適用する。

2 この要綱による運営費加算金の交付を受けようとする事業者は、杉並区乳児等通園支援事業実施要綱（令和7年4月1日杉並第12963号）に従って乳児等通園支援を行うものとする。

3 次条第1項第2号に掲げる保護者負担額加算の交付を受けようとする事業者は、当該保護者負担額加算の額については、利用者から支払を受けないものとする。

## (運営費加算金対象経費)

第4条 運営費加算金の項目は次のとおりとする。

(1) 職員配置による加算 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）第23条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業（以下「一般型乳児等通園支援事業」という。）を実施する場合における専任の乳児等通園支援従事者の配置に要する経費

(2) 保護者負担額加算 杉並区乳児等通園支援事業保護者負担額助成金交付要綱（令和8年7月10日杉並第21518号）第8条第1項の規定により事業者が代理受領により支払を受ける保護者負担額

2 職員配置による加算の額及び要件は、別表のとおりとする。

3 保護者負担額加算の額は、杉並区乳児等通園支援事業保護者負担額助成金交付要綱第8条第1項の規定により事業者が代理受領により支払を受ける額とする。

## (運営費加算金の加算認定及び交付)

第5条 区長は、事業者の申請に基づき、運営費加算金の加算を認定する。

2 区長は、この要綱に基づき運営費加算金の加算を認定したときは、事業者に通知する。

## (運営費加算金の請求)

第6条 運営費加算金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、別に定める請求書に必要な書類を添えて、別に定める日までに区長宛てに提出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

## (実績報告)

第7条 運営費加算金の交付を受けた申請事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定める期日までに区長に実績を報告するものとする。

(1) 会計年度が終了したとき。

(2) 法第54条の3において準用する法第48条の規定により、申請事業者が確認を辞退したとき。

(3) 法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により、区長が特定乳児等通園支援事業者の確認の取消し等をしたとき。

## (運営費加算金の使用制限)

第8条 申請事業者は、交付を受けた運営費加算金について、この要綱に定める目的以外に使用してはならないものとする。

(状況報告等)

第9条 区長は、必要があると認めるときは、運営費加算金を交付した申請事業者に対し、当該運営費加算金に係る事業の執行状況について報告を求め、職員を派遣して実地調査を行うことができる。

(加算認定の取消し)

第10条 区長は、申請事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、運営費加算金の全部又は一部の加算認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項若しくは第3項又は第7条の規定に違反したとき。
- (2) 前条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による職員の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 第14条又は第16条第1項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 不正の手段又は過誤により運営費加算金の交付を受けたとき。

(運営費加算金の返還)

第11条 区長は、前条の規定に基づき運営費加算金の加算認定を取り消した場合において、既に運営費加算金が交付されているときは、申請事業者に対し期限を定めて、その返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第12条 区長は、第9条の規定により運営費加算金の全部又は一部の加算認定の取消しをした場合において、前条の規定により運営費加算金の返還を命じたときは、申請事業者に対してその命令に係る運営費加算金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該運営費加算金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

2 区長は、申請事業者に対し、運営費加算金の返還を命じた場合において、申請事業者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第13条 運営費加算金が2回以上に分けて支給されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する運営費加算金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、申請事業者の納付した金額が返還を命じた運営費加算金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた運営費加算金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第14条 第11条第2項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を命じた運営費加算金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の整備保管)

第15条 申請事業者は、この要綱に定める対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類及び帳簿を整備し、これを実績報告後5年間保管するものとする。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第16条 申請事業者は、対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区に報告しなければならない。

2 申請事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

3 申請事業者は、運営費加算金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税

額を区長に返納しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか運営費加算金の支給に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

(補則)

第18条 この加算金の交付の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和2年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

#### 附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第4条関連）

| 項目        | 単価          | 算定基準                              | 要件                    |
|-----------|-------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 職員配置による加算 | 1,300円 / 時間 | 単価×特定乳児等通園支援を行った時間(柔軟利用に係る時間を除く。) | 一般型乳児等通園支援事業を実施している場合 |